

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所STACY（定常臨界実験装置）施設等に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（193）」

2. 日時：令和3年4月27日（火）15時35分～16時45分

3. 場所：（1）原子力規制庁10階南会議室  
（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所  
※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

- （1）原子力規制庁 原子力規制部  
新基準適合性審査チーム  
大島安全規制管理官、戸ヶ崎安全規制調整官、加藤安全審査官、三好安全審査官
- （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
臨界ホット試験技術部 臨界技術第1課長 他5名  
安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 マネージャー他1名

5. 議事要旨

- （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の原子炉施設〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕の変更に係る設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請において、技術規準規則への適合性のコメント回答及び設備・機器における設工認申請を要しない理由について、資料1から3に基づき説明があった。
- （2）原子力規制庁から、上記（1）の説明に対し、主に以下に関する事実確認を行った。
- 中レベル廃液系、有機廃液系の堰の耐震性について、評価結果が厳しくなる床面からの立上がり高さが高い有機廃液系の堰を代表して耐震評価を行っているが、堰の厚みの耐震評価への影響についても説明すること。
  - プロセス冷却設備の熱交換槽について、設工認の申請対象とするとしているが、プロセス冷却設備の必要とされる機能は、熱交換槽の中に設置されている熱交換器で担保され、既に設工認を取得していることから、熱交換槽の持つ機能及び設工認の申請対象とする必要性について説明すること。
- （3）原子力機構から、了解した旨の回答があった。

6. 配付資料

・ 原子力機構からの配付資料

資料1 STACY設工認第4回に係るコメント回答

資料2 設備・機器の設工認申請を要しない理由について

資料3 STACY施設の設工認段階（平成元年の詳細設計時）におけるプロセス冷却設備の設計見直しについて